平成２５年（フ）第１００号
山口県柳井市柳井1262番地４市営住宅５棟204号、前住所山口県柳井市柳井1262番地４市営住宅５棟304号
債務者　徳万　洋行
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原詠美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１０９号
山口県周南市勝間ヶ丘２丁目６番６号
債務者　周南建工こと　網本　和成
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原詠美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第６６号
さいたま市見沼区大字南中野53番地11
債務者　小田嶋雅美
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀口　泰之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２号
金沢市大桑町中ノ大平18番地25　第二万陽苑、従前の住所金沢市横山町13番16号、従前々の住所三重県尾鷲市林町13番25号
債務者　山下　勝美
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　光代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
金沢地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１０号
福岡県久留米市三潴町高三潴327番地３、前住所鹿児島県姶良市加治木町木田94番地１フラットＣＯＭ203
債務者　富松　崇恵
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１６５号
茨城県龍ケ崎市羽原町606番地の１
債務者　野口　竜司
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
茨城県北相馬郡利根町大字布川253番地310
債務者　村上洋之介
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
茨城県北相馬郡利根町大字布川253番地310
債務者　村上　玲子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
茨城県龍ケ崎市松葉１丁目19番地　タウンヒル松葉Ｄ棟101号室
債務者　岩脇　　翔
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
茨城県取手市宮和田653番地　セジュールＫⅡ―103
債務者　大伴　裕康（旧姓喜村）
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７６号
茨城県取手市宮和田653番地　セジュールＫⅡ―103
債務者　大伴　義恵
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７９号
茨城県牛久市南２丁目30番地１　牛久ロイヤルレジデンスＡ307、前住所茨城県牛久市上柏田２丁目８番地21
債務者　河西　　修
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
茨城県取手市桜が丘４丁目23番２号
債務者　間弓　純子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
茨城県龍ケ崎市松ケ丘４丁目２番地６　アルカディアＡ棟102号室、前住所茨城県稲敷郡美浦村大字布佐1874番地４
債務者　加藤　千恵
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
茨城県取手市新取手１丁目21番12―201号、前住所茨城県取手市戸頭６丁目30番５―405号
債務者　高松　総範
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第３７９号
金沢市昌永町15番60号　信開ダイナスティ浅野川2816号
債務者　細川奈津子（旧姓富）
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４７６号
石川県白山市長竹町139番地18
債務者　泉田　和や
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
金沢地方裁判所